

知事記者会見の概要

日 時：令和2年9月15日(火) 10:00～10:37

場 所：502会議室

出席者：知事、総務部長、広報広聴推進課長

出席記者：15名、テレビカメラ5台

1 記者会見の概要

広報広聴推進課長開会の後、知事から1件の発表があった。

その後、代表・フリー質問があり、知事が答えて閉会した。

2 質疑応答の項目

発表事項

- (1) 令和2年度秋の交通安全県民運動について

代表質問

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について

フリー質問

- (1) 公文書一部不開示決定処分取消訴訟等について
- (2) 菅自民党新総裁について
- (3) 次期知事選への対応について
- (4) 「県民泊まって元気キャンペーン」について

<幹事社：毎日・産経・YBC>

☆報告事項

知事

皆さん、おはようございます。すっかり秋めいてまいりました。猛暑が去りまして、これからキノコ採りのシーズンを迎えますので、山に入る機会も多くなってまいります。本県では毎年、ツキヨタケなどの毒キノコを誤って採ってしまって、それを食べて食中毒になる事例が毎年発生しております。毒キノコの中には、食用キノコと見かけが似ているものもあります。山の恵みのキノコ採りに行かれる場合は、安全に食べられるかどうか不確かなものは採らない、安易におすそ分けなどはしないといったことをお願いしたいと思います。また、今年はですね、山形県内はブナの実が大凶作だということで、熊の出没も懸念されます。ぜひそういった点も山に入る場合はご注意くださいと思っています。

では、私から発表が1点だけございます。9月21日から30日までの10日間、「秋の交通安全県民運動」を実施いたします。今年8月末現在の県内における交通事故の発生件数は、2,064件でありまして、昨年より約3割減少しておりますが、事故による死者数は20人と、これは昨年より1人増加しているところです。なお、一昨日南陽市で交通死亡事故がございましたので、死者数は21人となったところでございます。お亡くなりになられた方のうち、年齢別では、高齢者の方が13人と最も多くなっております。また、状況別で見ますと、歩行者や自転車乗車中の方が半数を占めております。例年、日没が早まる秋以降は、つるべ落としとも言いますが、夕暮れ時の交通事故が増える傾向にございます。昨年は、9月から11月までの3か月間で11の方が交通事故でお亡くなりになっております。

このような状況を踏まえ、この度の運動では「子どもをはじめとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保」や「高齢運転者等の安全運転の励行」など3項目を重点に掲げ、運動を展開してまいります。

運動期間中は、県では、各市町村や関係機関・団体等と連携しながら、早めのライト点灯やエコドライブの推進、夜光反射材の着用促進などに取り組んでまいりますので、県民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。私からは以上です。

☆代表質問

記者

代表質問させていただきます。産経新聞の柏崎と申します。9月に入りまして、新型コロナウイルスの感染拡大が始まりまして、もう早いもので8か月くらいになろうかと思えます。山形県内でも感染者が78人に達しているところなのですが、秋を迎え、冬になるにあたり、知事も心配されている第2波というのが起こるのではないかとと思われるのですけれども、それについてちょっと質問いたします。

吉村知事は、新型コロナウイルス感染の第1波は何とか乗り切ったと、抑えることができたというようなご判断だったの思うのですが、今、山形県内では確かに感染拡大の動きは

出ていないというように思われます。ですが、今後、新型コロナウイルスの感染者を出さない、あるいは防ぐという意味ですね、独自に県として考えているような対策などがあればお伺いしたいのですけれども。

知事

はい、わかりました。県では、これまで、保健所による積極的疫学調査と幅広い PCR 検査の実施により感染拡大の封じ込めを図るとともに、県民の皆様には「新しい生活様式」を実践していただくよう、また、事業者の皆様には、感染拡大予防ガイドラインを徹底していただくようお願いをしております。感染予防はこれが基本だというふうに思っております。

新型コロナの感染防止対策としましては、治療法の確立と、ワクチンが実用化されるまでのしばらくの間は、With コロナということで、検査・医療提供体制の充実を図るとともに、県民、事業者の皆様には、新型コロナを正しく理解し、手洗いの徹底やマスクの着用、身体的距離をおくなど、3つの密を避けることが感染予防の基本的な取組みでありますので、しっかり続けていただきたいと思います。

特にこれからの季節は、窓を閉めることが多くなりますので、これまで以上に換気に気を付けていただきたいと思います。こうした対策が、これから流行が懸念される季節性インフルエンザの予防にも有効だとされているところです。

県としましては、県民の皆様に対して、引き続き、基本的な感染防止対策のほか、テレワークやオンライン会議の推進など、「新しい日常」が定着するようさまざまな機会を捉えて啓発を行ってまいります。これもやはり感染防止にも資するというふうにも思っております。

なお、まもなく、新型コロナに関する正しい知識や家庭内での予防法などを記載した、「新型コロナウイルス予防の手引き」の全戸配布を開始する予定でありますので、それぞれのご家庭でご活用いただきたいと思います。

今月 18 日からの県議会 9 月定例会には、感染防止を目的とした新たな対策を講じるための補正予算を提案することとしております。

その主なものを申し上げますと、感染拡大への備えとしまして、店舗等に設置した QR コードを利用者が読み込むことで、その後、当該店舗等で感染者が確認された場合、利用者に感染情報を通知して注意喚起を行うシステムを導入いたします。

また、新・生活様式の定着としまして、宅配ボックスやタッチレス玄関ドアの設置など、新・生活様式に対応した住宅リフォームを市町村と連携して支援をいたします。そのほか、秋冬のインフルエンザと新型コロナの同時流行に備え、難病患者や医療的ケア児、ひとり親世帯に県産布マスクを配布する予定でございます。

新型コロナが収束するまでは、検査や医療提供体制の充実を図るとともに、こうした感染防止の取組みをしっかりと進めて、県民の皆様との社会・経済活動との両立を図ってまいります。

記者

ゴールデンウィークの前には、県境での検温とかもなさったりとか、高速道路でのチェックみたいなものをされていましたが、今回の第2波に向けての、今、補正予算の話が出ましたが、もう少し何か踏み込んだ何か具体策はない、今のところないということよろしいですかね。

知事

そうですね。状況が変わってきていると思います。と言いますのは、ゴールデンウィークの頃はですね、新しい生活様式とか業種別のガイドラインとかはなかったと思います。それで、新型コロナに対する知識というものもいろいろな報道を通して、県民・国民の皆さんにも少しずつ周知されてきていると思いますし、また、新しい生活様式ですね、そういったことも非常に定着しつつあるというふうに思っております。それが暮らしの場だと思います。働く場におきましても、業種別のガイドラインというようなものも普及しております。働く場においても感染予防ということが、しっかりと図られつつあるというふうに思っておりますので、当時の状況とはまた違ってきておりますので、同じことというようなことはちょっと今のところ考えてございません。

記者

はい、わかりました。山形県が日本全体に向けて新しいアイデアなどを出してくださるとありがたいなと思っておりますので、がんばってください。

知事

はい、ありがとうございます。ぜひ皆様からもアドバイスお願いします。

☆フリー質問

記者

日本経済新聞の浅山と申します。先週開示されたですね、東海山形学園ですか、その関係なのですが、結局これは開示されたわけなのですが、いったい何であれだけ最高裁だったのだろうかという不思議な感じもするのですが、なぜ黒塗りならぬ白塗りされてですね、ここまで最高裁まで争われたのか。たとえば高裁段階です、もう知事の政治判断としてですね、お考えになってもよかったような感じもするのですが、これは法律の専門家の議論と言うよりは、むしろ何せ関係するところが知事のご親族が経営されている学校であり、経営会社であると。そういうところから、あらぬことを探られかねませんし、県職員の方にとってはですね、これは付度じゃないのですが、いろいろ大変気を使う問題も多かったんじゃないかと思えます。そのあたり、なぜここまで争われたかということでご説明いただけますか。

知事

逆にですね、なぜそこまでいろいろと取り上げられたのかと言いますか、県は、すべてのそういう学校さんに対して同じ態度と言いますか、姿勢で臨んできております。書類を開示するにしてもですね、全くすべての学校さんに対して同じことで、姿勢で開示をしてきておりますので、開示・不開示をしてきておりますので、本当にそういう姿勢でずっと最初からきましたし、細かいことは法律の専門家にご相談申し上げながらでありますけれども、どの学校さんが請求されたとしても全く同じ対応で県は対応したと思っております。ですから、私の親族だからどうのこうのというようなことでは全くございません。ということをはっきり申し上げたいと思います。

逆にですね、そういうふうな、なぜそこまで問題にされたのかなということもちょっと思いますけれども、ただ、私どもとしては、県としては、すべての学校さんに対して同じような姿勢でこれからも対応していきたいというふうに思っております。

記者

そうしますと、これからまたそういう請求があっても、全て開示はしないということなのですか。

知事

いえいえ、もうすると決めましたので、これから全て、財務書類に関しては全て開示ということになりますね。

記者

今おっしゃった同じようにというのは、ある意味で今回、知事のご親族の方が関係されるということで、よりそこが注目されている部分であるのは致し方ない点かと思うのですが、であればもう積極的に出されてですね、何も問題ないんですよということをおっしゃったら良かったのではないかと思ったのですが。

知事

いや、それまでが一部不開示ということでずっときておりましたので、法律の専門家とも相談して、その線に対応してきたわけです。

記者

すると知事としても今更、例えば高裁段階でじゃあ開示しましょうと、ともなかなか言えなかったということですか。

知事

言えなかったといいますか、高裁で一応判決があつて、そしてそこでもまた法律の専門家ともちゃんとご相談をずっと、裁判というのは本当に、法的な手続きでありますので、私の夫が弁護士だったこともありますけれども、やっぱり餅は餅屋というところがございます。ですから常に訴訟に関しては、あるいは訴えとかそういうことに関しては、法律の専門家と相談してまいりました。相談した上で、上告もしたところでございました。ところが不受理でございましたので、そこは分かりましたということで、しっかりと財務書類の全部開示ということにきちんと転換をいたしました。

記者

普通の問題ではいざ知らず、どうしてもここは知事のご親族との関係というのがどうしても絡んできまして。

知事

いやそこを考えないで、1つの学校さんでありまして、ほかにもたくさん学校がございます、県内に。で、文科省からですね、全ての学校さんに対してのいろんな補助金とか来ますけれども、それを県はしっかりと全ての学校さんに同じように渡しております。そういったことで、本当に全く同じように対応しておりますので、そこはご理解いただきたいなと思っております。

記者

いやなかなかそこはどうしてもその関係があるので、むしろ政治的に知事のほうですね、積極的に出されたらまあ何も問題なかったですねということになるんじゃないでしょうかと思うのですが。

あともう1つ特別代理人の選定のところで、これは非常に特殊なケースであるということのご説明だったようなのですが、特に学校法人で何かガバナンス上のもので、問題があったと、たとえば理事長が非常にワンマンですね、経理上問題があることをやっとなら、いった時の監督責任というのは、もうそこまでは県がなかなか追えないというご認識なのでしょうか。

知事

特別代理人の話に今なっておりますね。特別代理人となつてきますとですね、特別代理人選任に関する文書は、これまでの最高裁判例や情報公開条例等の趣旨内容を踏まえて、開示することで法人の利益を侵害するおそれがあるということから存否についても応答できないというふうにしてきたし、このような判断は全ての学校さんに対しても同様となるわけでありまして。

特別代理人の選任については、利害関係人である学校法人から県に選任の請求がありませんでした。だから県は知りえなかったということになります。また学校法人の財務書類等からは、選任の必要性を判断することは非常に困難であります、ということです。平成29年4月の開示請求を契機に、当該取引について県で法人に確認をいたしました。理事会で追認を行い、適切に対応されていた、ということでありました。なお、私立学校法の改正、今年4月1日に施行されてございますが、この改正により利益相反取引は理事会の承認を得ることとされ、特別代理人の選任は不要になってございます。県としましては改めて各学校法人に対して、私立学校法に係る申請届出等の諸手続きについて十分留意するよう周知をしております。

ということで淡々とやはりやってきましたし、淡々とこれからもやっていきますということです。しっかりと法的な決定というような、不受理というようなことを受けてですね、県は請求されていた以上の部分についても全部開示をしております。そういうことをきちんとやっております。

記者

いろいろ疑問はありますが、とりあえずこれで。

記者

さくらんぼテレビの高橋です。今の質問に関連してなのですが、特別代理人を選定しているかどうかを示す書類自体ですね、こちらをあるかないかについて明らかにしていなかったということなのですか、情報公開制度の考え方に反するのではないかと、いう考え方もありますし、言葉を変えれば、故意に隠していた、わざと隠していたというふうにとられてもおかしくないと思うのですが、こういったところについてはどのようにお考えですか。

知事

故意にということとは全くないということをお知らせしたいと思います。先ほど申し上げましたけれども、特別代理人選任に関する文書は、これまでの最高裁判例や情報公開条例等の趣旨内容を踏まえ、開示することで法人の利益を侵害するおそれがあることから存否についても応答できないものとしてきたところでございます。こういった判断は全ての学校法人に係る開示請求であっても同様でございます。故意にというようなことは全くございません。

記者

先ほど法律の専門家に確認を、相談をしてという話がありましたけれども、その中で、知事のご判断をされたという、その部分については知事のご判断をされたということによ

ろしいのでしょうか。

知事

どの部分ですか。

記者

開示しないということについては。

知事

最終的にはやはり法律の専門家の意見をお聞きして、そして担当の考えも聞いて、最終的には私ということに何事もなるのではないかと思います。

記者

先日の議会運営委員会ですら、この件に関して説明を議員さんからですね、求められているというところもあったかと思えます。どのような場で説明をされるご予定ですか、そういったものを考えていますか。

知事

これからですか。今お話もしておりますし、あとはフェイスブックといいますか、そういった手段でも県民の皆様にも一連のQ&Aのような形ででもお知らせしたいというふうに思います。

記者

9月定例会でもこの件について質問をする予定だという発言もその場では議員さんからありましたけれども、それにもご対応されるということでよろしいですか。

知事

そうですね。県として今まで行ってきたことというのはしっかりとお答えをしていきたいと思えます。

記者

ありがとうございます。

記者

TUYの鈴木です。今の件に関連するのですが、知事から今年4月1日付で法改正があって私立学校法の改正で、代理人というのは理事会の承認があれば不要という、変わったと説明が

ありましたが、今回の文書に関してはそれ以前の件になるわけで、先週市民オンブズマン県会議の長岡共同代表が、以前の問題になるので文書自体存在しないと公表したことは当時の私立学校法の規定に反していると、広い意味で法律違反ではないかと、知事の説明を求めたいというふうに会見で言っていたのですが、この件に関してはいかがでしょうか。

知事

法律違反になるというようなことを聞いて、ちょっと心外でございますけれども、やはり法律の専門家とご相談申し上げていて非常に細かいところでもありますので、その特別代理人選任に関する文書というのはこれまでの最高裁判例や情報公開条例等の趣旨内容を踏まえて開示することで法人の利益を侵害するおそれがあるということだったので、存否についても応答できないというふうにしてきましたので、きちんと法律の専門家のご意見を踏まえて対処してまいりましたので、それには当たらないというふうに思っております。

記者

そうなりますと、広い意味での法律違反には当たらない、規定にも反していないと。

知事

そのように思います。はい。

記者

共同通信の阪口です。今の件に関してなのですけども、そもそも請求自体がですね、法律違反ではないかということなのですが、今TUYさんがご質問されたみたいですね、特別代理人を選定していないというやっぱり外形的な事実はあるわけで、その選定していないこと自体が法律違反だと、法律で選定するように規定されているのであれば、選定していないということになると法律に反しているというふうに返されるのは、通常ではないかなと思うのですけれども、ちょっと今のお話、ちょっともう一度詳しくご説明いただければと思っております。

知事

いや今、逆にですね、特別代理人の選任については、最初から県が選任することよりは、その利害関係人である学校法人から県に選任の請求をするという、それで県が選任することになっているので、その特別代理人の選任の請求が県になかったので、県としてはそれを知り得なかったということでもあります。だからその代理人の選任というのは、選任を知り得なかったというのが県の立場になります。

記者

もしそれであれば、何か学校法人のほうに適切に処理するように、法律にのっって処理するように指導されるであるとか、そういうことはされたんでしょうかね。

また、財務書類の中から見つけることは難しかったというのは、それは一部ですべてを、それを網羅的に公平に業務をされるのが行政としての立場だと思うんですけども、それを怠っていたという県側の瑕疵にはなりませんでしょうか。

知事

学校法人の財務書類等からは選任の必要性を判断することは非常に困難だと聞いております。それで選任の請求もなかったわけでありますので、県としては、やはり選任するというようなことは、当時はそういう行動をとるということには至らなかったと言いますか、至れなかったと言いますか、知り得なかったわけでありますので、そこはご理解いただきたいと思ひますし、それで平成29年4月の開示請求を契機に、それをきっかけとして当該取引について県で法人に確認したわけでございます。それで確認したところ、理事会で追認を行い、適切に対応されていたということでございます。これ、ずっと同じ質問になってますけれども。

記者

学校への指導はされましたか。

知事

ええ、今、したというふうに申し上げました。

記者

それは指導という形、文書か何かで指導されたということなんですかね。今、確認とおっしゃいましたけど、確認じゃなくて、例えばちゃんと法律にのっって選任手続をするようにというようなことは。

知事

どういう手段でしたかはちょっと担当に聞いてみないと。あとで全部細かいことは答えていただきたいと思ひます。たくさん細かいこと、お知りになりたいことあると思ひますので。

記者

別件ですいません。昨日、菅総裁がですね、自民党として選任されましたけれども、新総裁に向けて期待されることを伺えればと思ひます。

知事

はい。菅氏がですね、新しい自民党総裁に選出されたということは大変喜ばしく思っているところでございます。まずもって菅氏におめでとうを申し上げたいと思います。

東北で生まれ育って、雪国の事情もよくご存じであります。そして地方目線ということもしっかりお持ちの政治家でいらっしゃると思っています。秋田で生まれ育って、そして地方への思いということも理解も大変深い方ではないかと、私はそういう方が総裁に選ばれたということは大変喜ばしく思っているところです。

それで、官房長官をはじめですね、総務大臣とか本当に要職を歴任してこられましたし、本当に素晴らしい経験、そして知見をお持ちの方だというふうに思っておりますので、大変今後のことに、手腕に期待をしたいというふうに思っております。まずは首相に指名されるのかなと思っておりますけれども、まずは喜ばしく思っております。

と言いますのもですね、今はお亡くなりになられましたけれども、山形県に岸宏一先生という参議院の先生がいらっしゃいました。大変私お世話になった方でありまして、菅氏のこともしろいろと岸先生からお聞きをしておりました。岸先生は生きておられた頃からですね、本当に首相になるに相応しい方なので、「菅氏を首相にするための派閥を作らなきゃいかん」というふうに何回もおっしゃっていたのをちょっと思い出しているんですけども、本当に満面の笑みで喜んでおられるだろうなという気がいたしております。

あと、今後はやはり地方出身の、しかも雪国出身、東北出身の方でいらっしゃいますので、しっかりと地方に目を向けて、また地方のご意見も反映していただいて、地方創生と一緒に取り組んでいただければというふうに思っております。

もちろん今コロナ対策と経済回復の両立、ここがやはり大変な、肝心なところかなと思っておりますし、また、国際的な諸課題もたくさんあるかと思っております。大変な中ではございますけれども、本当にご活躍をいただきたいなと、そして日本国民のためにしっかりとご活躍をいただきたいというふうに心から願っております。

記者

手短にもう1個だけ、すいません。今、知事に対しての出馬要請がですね、多方面から今日も寄せられるというふうに伺っております。県議会も始まる直前ですけども、お考え伺えますでしょうか。

知事

それは先週と全く変わってございませんので。はい。私の目の前にはですね、まだ新型コロナというのが世界中、また国内でも感染が拡大しているわけでありまして、本県でも現在、今は落ち着いてはおりますけれども、単発的に感染確認がされる時もございます。これから寒さ、冬に向かうわけでありまして、第2波がいつ来るかもわかりません。

そういった中でやっぱり新型コロナへの感染予防対策、そういったことをしっかりと全

力を挙げて取り組まなきゃいけないと思っておりますし、また新型コロナの影響で世界中、日本中、山形県内、深刻な経済状況となっておりまして、その経済回復、これを感染予防と両立させていく、そのことが本当に大きな課題となっております。

それに加えてですね、自然災害、過去の風水害では最大の被害額となった7月豪雨がございました。その復旧・復興、それについても全力で今取り組んでいるところでございます。

目の前、9月県議会が始まります。その準備も今いたしている最中でございますし、まず全力でそのこと、目の前の課題に全力投球をしているところでございます。今おっしゃったご質問のことはですね、その先にあることというふうに思っているところでございます。

記者

さくらんぼテレビの高橋です。宿泊キャンペーンについて教えてください。宮城がですね、コロナの感染者がまた増えている、クラスター起きたりとかですね、していると思います。そんな中で宿泊キャンペーンが拡大ということで、例えば福島ですとか、このあたりは対象は山形と新潟、このように区切っています。これは、聞いたところ、感染の状況に配慮したと、いわゆる感染が拡大しているところを含めない記載にしました、ということでした。

一方で山形においては、県においては新潟を含めた東北と新潟ですね、という書き方をしている。こういったところの考え方が共同宣言を出した中でも違っているということについて、どのようにお考えですか。

知事

そうですね、それぞれの地域の実情を踏まえて、そしてそれぞれの見通しとか考え方をもって、やはりそれぞれの県がお考えになっていることだというふうに思っています。

ただ、「東北・新潟」というその括りではですね、大体、首都圏のようにものすごく拡大しているというようなことでもございませぬし、積極的に疫学調査をして封じ込めるといふようなこともしっかり取り組んでおられますので、その感染予防対策、新しい生活様式、そして新しい旅のエチケット、そして宿泊所や立寄所などでは感染予防のガイドライン、そういったことをね、しっかりと定着させて、そして経済活動も両立させていくということが大事だと思っておりますので、東北6県プラス新潟県の7県ということに拡大をしたわけでございます。

もちろん、爆発的にこれからどこかが拡大するとかね、どこかの県が爆発的に流行が、感染が拡大するということになればまた考えなければいけないということもあろうかと思っておりますけども、現時点においてはそのような考えで広域連携してしっかりと感染予防と経済回復、両立をしていきたいというふうに思っております。

記者

いろいろな意味で距離の近い宮城がそのような感染の状況ですけれども、今おっしゃら

れたような爆発的とかですね、そういったものにはまだ当てはまっていないというお考えということですか。

知事

そうですね、はい。しっかりと注視をしながら対応していきたいというふうに思っております。

記者

ありがとうございます。